

第 36 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

1 日 時 令和 8 年 6 月 25 日（木） 8 時 54 分～ 9 時 29 分

2 場 所 阿久根市役所大会議室質疑

3 出席委員（11 名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ④矢樋 学
⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢 ⑨尻無濱 俊幸
⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（6 名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄
○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

⑤白濱 和利

5 議事日程

諮問第 7 号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

諮問第 8 号 農用地利用計画の変更に係る意見について

議案第 24 号 非農地判断について

議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 27 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主 査	岩崎 展幸
	主 査	藤山 泰彦
	中間管理機構事業推進業務員	梶尾 末義
	中間管理機構事業推進業務員	山元 正彦
	中間管理機構事業事務業務員	橋口 茜
○農政林務課	主 任	柏木 克貴
	主 事	奥 裕太

議長 （田嶋 輝男）

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第36回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、9番 尻無濱 俊幸 委員、10番 中野 和徳 委員を指名いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、第36回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 （田嶋 輝男）

日程第3、諸報告であります。5月27日に出水市で開催されました『第34回通常総代会』に私が出席いたしました。

次に、5月28日にABCパレスで開催されました『認定農業者と語る会』に、私を含む13名の委員が参加し、有意義な意見交換を行うことができました。

次に、5月29日に北薩地域振興局で開催されました『北薩地区農業委員会連絡協議会総会』に私と局長が出席いたしました。

次に、6月1日に鶴翔高校で開催されました『鶴翔高校農業後継者育成対策協議会総会』に私が出席いたしました。

次に、6月2日に東京都で開催されました『全国農業委員会会長大会』には、台風6号接近により、航空機が欠航となったため、参加することはできませんでした。

次に、6月5日に鹿児島市で開催されました『第110回通常総会』に私が出席いたしました。

次に、6月9日に阿久根市農用地区域編入に伴う現地調査を私と第1分科会会長の〇〇委員、第2分科会会長の〇〇委員、並びに農政林務課職員で行いました。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

日程第４、諮問第７号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 （柏木 克貴）

それでは、諮問第７号 農業経営改善計画の認定に係る意見について説明いたします。

今回、新規１件の農業経営改善計画の認定申請があり、第三者機関意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

また、関係機関・団体により農業経営改善計画について審査を行い、５月２２日に認定することは適当であるという意見に達したところです。

それでは、内容について御説明いたします。

資料の１ページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんであり、現在、水稻と馬鈴薯を耕作されています。

申請者は、会社経営をされていましたが、会社経営を子どもへ移譲したことから、今回申請がなされました。

生産方式の合理化に関する事項については、「現在は作業日誌と簡単な記帳であるが、今後、青色申告への移行も進めたい。」となっております。

また、農業経営改善に関する現状と目標・措置については、「現在生産している品目の規模拡大を計画しており、農業委員会へ依頼し、農地借入れを進めたい。更に経営安定のために「収入保険」への加入も前向きに検討したい。」となっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 （田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、諮問第7号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第5、諮問第8号 農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 （奥 裕太）

諮問第8号、農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてであります。

農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定に基づいて定められた農業振興地域整備計画を変更する場合、同法施行規則第3条の2の第2項の規定により、農業委員会の意見を聴くことになっていきますので、諮問いたします。

御審議いただきます案件は、農用地区域への編入が1件です。

本件につきましては、去る6月9日に農業委員会会長、第1分科会会長及び第2分科会会長による現地調査を実施していただきました。

それでは、内容について御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんで、申請地は「〇〇」さんの所有地及びその他3名の協本〇〇番の外4筆で現況地目は畑になります。

申請者は、甘藷等を耕作するために農地バンクによる農地売買等事業を活用し、所有権移転を行うものになります。

農地売買等事業につきましては、事業要件として農用地区域内の農地であることと定められていることから、今回、新たに1,857㎡を編入するものです。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、諮問第 8 号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 6、議案第 24 号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （藤山 泰彦）

議案第 24 号、非農地判断について御説明します。

初めに、今月の非農地証明願から御説明いたします。

議案書は 5 ページから 6 ページになります。

今月の申請件数は 6 件であり、農用地区域外の田 3 筆の 1,064 m²、畑 5 筆の 5,418 m²で合計 8 筆の 6,482 m²になります。

確認については、6 月 10 日に担当の農業委員と事務局で行いました。

整理番号 1、2、4、6 の現場については、雑木・灌木等が繁茂しており、山林、原野状態であることを確認しました。

整理番号 3、5 の転用地については、転用後 20 年以上経過しており、非農地である事を確認しました。

次に、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について御説明します。

議案書は 7 ページから 11 ページになります。

再生利用が困難と判断した農地は、農用地区域内の田が 10 筆の 8,885 m²、畑が 57 筆の 46,471 m²で合計が 67 筆の 55,356 m²、農用地区域外の田が 6 筆の 6,226 m²、畑が 53 筆の 47,633 m²で合計が 59 筆の 53,859 m²であります。

再生利用が困難と判断した農地全体の合計は、126 筆の 109,215 m²になります。

確認につきましては、令和 8 年 5 月 29 日に、農業委員 1 名と推進委員 2 名と事務局で行いました。

いずれも雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として再生利用が困難であると判定したことから、非農地と判断しました。

今月の非農地証明願と再生利用が困難と判断した農地の合計は、134 筆の 115,697 m²になります。

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが、農用地区域内までは外れませんので、建物を建てる場合などは、除外申請が必要になります。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第 7、議案第 25 号　農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　（藤山　泰彦）

それでは、議案第 25 号について御説明いたします。

議案書は 13 ページを御覧ください。

今月の農地法第 3 条の申請は、所有権移転が 4 件であります。

初めに、整理番号 1 について説明します。

地図につきましては、別添資料 1 ページになります。

申請地は、脇本〇〇番と〇〇番の 2 筆の畑、面積は 1,179 m²であります。

譲受人は「〇〇　〇〇」さん、譲渡人は「〇〇　〇〇」さんであります。

今回、譲受人の農業経営を拡大するために、売買によって農地を取得するものであります。

取得後は、馬鈴薯を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

続きまして、整理番号 2 について説明します。

地図につきましては、別添資料 2 ページになります。

申請地は、脇本〇〇番と〇〇番の 2 筆の畑、面積が 1,203 m²であります。

譲受人は「〇〇　〇〇」さん、譲渡人は「〇〇　〇〇」さんであります。

申請の理由は、譲渡人が県外在住のため対象農地を耕作することが出来ないことから、対象農地を譲受人が受贈するものであります。

取得後は、馬鈴薯を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

続きまして、整理番号 3 について説明します。

地図につきましては、別添資料 3 ページになります。

申請地は、多田〇〇番の畑、面積が 6,465 m²であります。

譲受人は、「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんであります。

申請の理由は、譲渡人が県外在住のため対象農地の耕作が出来ないことから、売買により農地を取得するものであります。

取得後は、果樹を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

続きまして、整理番号 4 について説明します。

地図につきましては、別添資料 4 ページになります。

申請地は、赤瀬川〇〇番の畑、面積が 1,030 m²であります。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんであります。

申請の理由は、譲渡人が県外在住のため対象農地の耕作が出来ないため、対象農地を譲受人が受贈するものであります。

取得後は、果樹を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

7 番、「園田 勇一」委員

委員 （園田 勇一）

議案第 25 号に係る調査は、6 月 10 日に 9 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

初めに、整理番号 1、3、4 についての報告であります。申請人については、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組む計画が確認されました。

したがって、調査結果は許可相当であります。

続きまして、整理番号 2 についての報告であります。

申請人については、当市の認定農業者となっており、農地法第 3 条の要件を満たしております。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第 8、議案第 26 号　農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　（藤山　泰彦）

議案第 26 号について御説明いたします。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件であります。

始めに、整理番号 1 の案件を御説明いたします。

議案書は 15 ページ、地図は別添資料の 5 ページから 6 ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定であります。

申請地の位置は、市役所から北東へ約〇〇キロメートルに位置しています。

申請地の農地の区分は、阿久根都市計画用途地域内にあります第 3 種農地であります。

譲受人は、本市塩浜町に居住されている「〇〇　〇〇」さんであります。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を購入し一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の生活排水は、合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に市道の側溝へ流されます。

続きまして、整理番号 2 の案件を御説明いたします。

地図は、別添資料の 7 ページから 8 ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定であります。

申請地の位置は、阿久根市役所から北東に約〇〇キロメートルの場所に位置しています。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

譲受人は、本市西目に居住されている「〇〇 〇〇」さんであります。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を購入し一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の生活排水は、合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

9番 「尻無濱 俊幸」委員

委員 （尻無濱 俊幸）

議案第26号に係る調査結果について報告します。

調査は、6月10日に7番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、石垣等で囲まれている事などから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、調査結果は許可相当であります。

続きまして、整理番号2の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、周囲を既にコンクリート壁で囲まれている事から、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第 9、議案第 27 号　農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

ただし、「〇〇　〇〇」委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分を先に審議いたします。

「〇〇　〇〇」委員は、退席を願います。

議長　（田嶋　輝男）

事務局の説明を求めます。

事務局　（岩崎　展幸）

それでは、議案第 27 号　農用地利用集積等促進計画（案）についての議事参与案件 1 件について説明させていただきます。

議案書は 18 ページ、整理番号 1 番と 2 番を御覧ください。

借人が「〇〇　〇〇」さん、貸人「〇〇　〇〇」さんであり、畑 2 筆、995 m²を 5 年間の使用貸借権設定になります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長　（田嶋　輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

御異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 (田嶋 輝男)

次に、議事参与分以外を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは、議案第 27 号 農用地利用集積等促進計画（案）について説明させていただきます。

議案書の 17 ページにお戻りください。

利用権の設定について、総括表で御説明いたします。

今回の農用地利用集積等促進計画は、令和 8 年 9 月 1 日貸付開始分の申請であり、農地 94 筆、面積 125,740 m²の利用権設定となります。

今後、鹿児島県地域振興公社へ提出しようとするものであります。

設定の期間は、5 年間で 65 筆の 73,775 m²、10 年間で 29 筆の 51,965 m²となっております。

また、地目別では、田が 79 筆の 110,368 m²、畑が 15 筆の 15,372 m²となっております。

利用権を設定する 94 件の内訳につきましては、議案書の 18 ページから 23 ページに記載のとおりであります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

御異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上をもちまして、第 36 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 時 29 分

議事録署名日 令和 8 年 7 月 21 日

農 業 委 員 会 会 長 田 嶋 輝 男

議 事 録 署 名 人 夙無濱 俊 幸

議 事 録 署 名 人 中 野 和 徳

書 記 下 脇 一 博